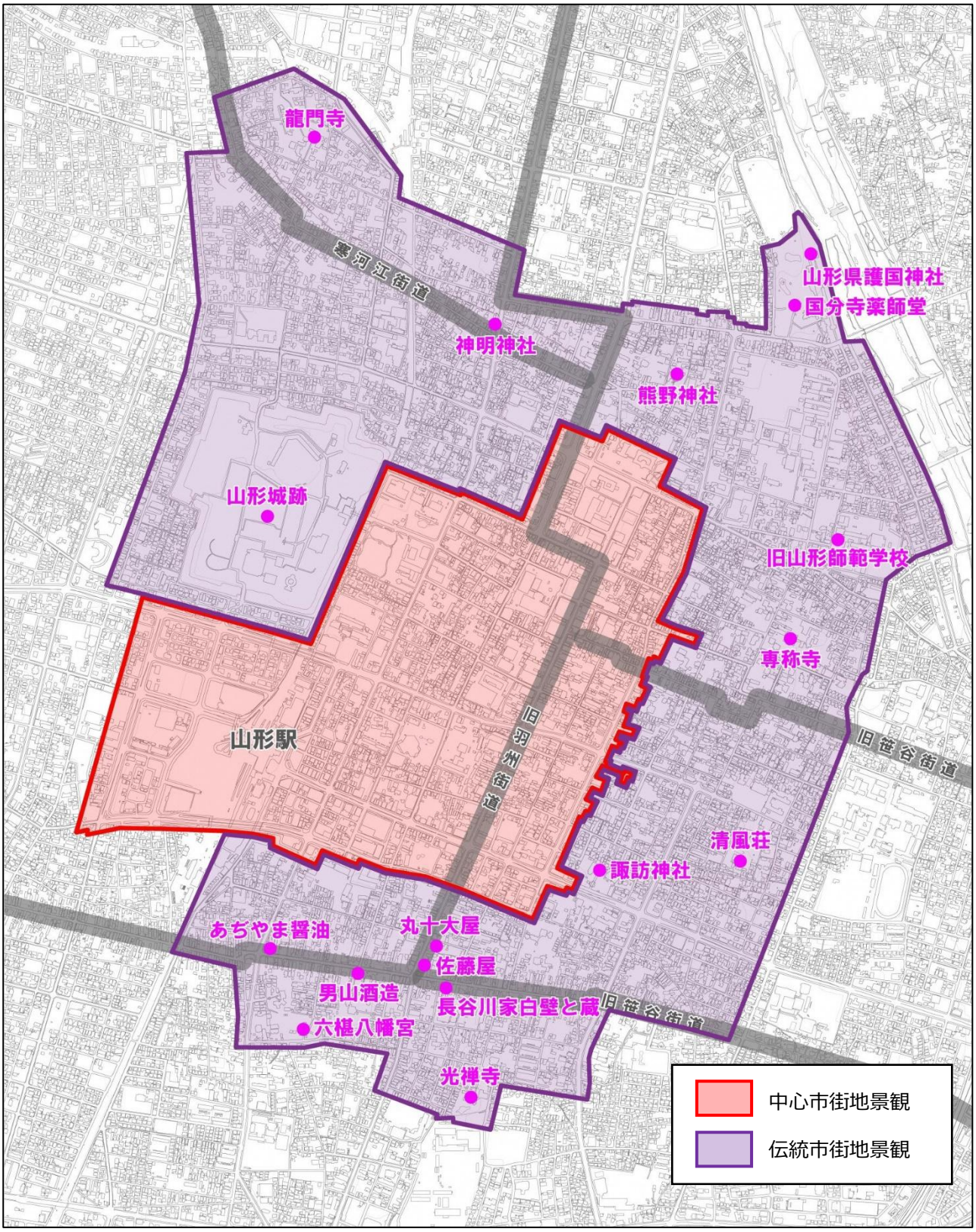
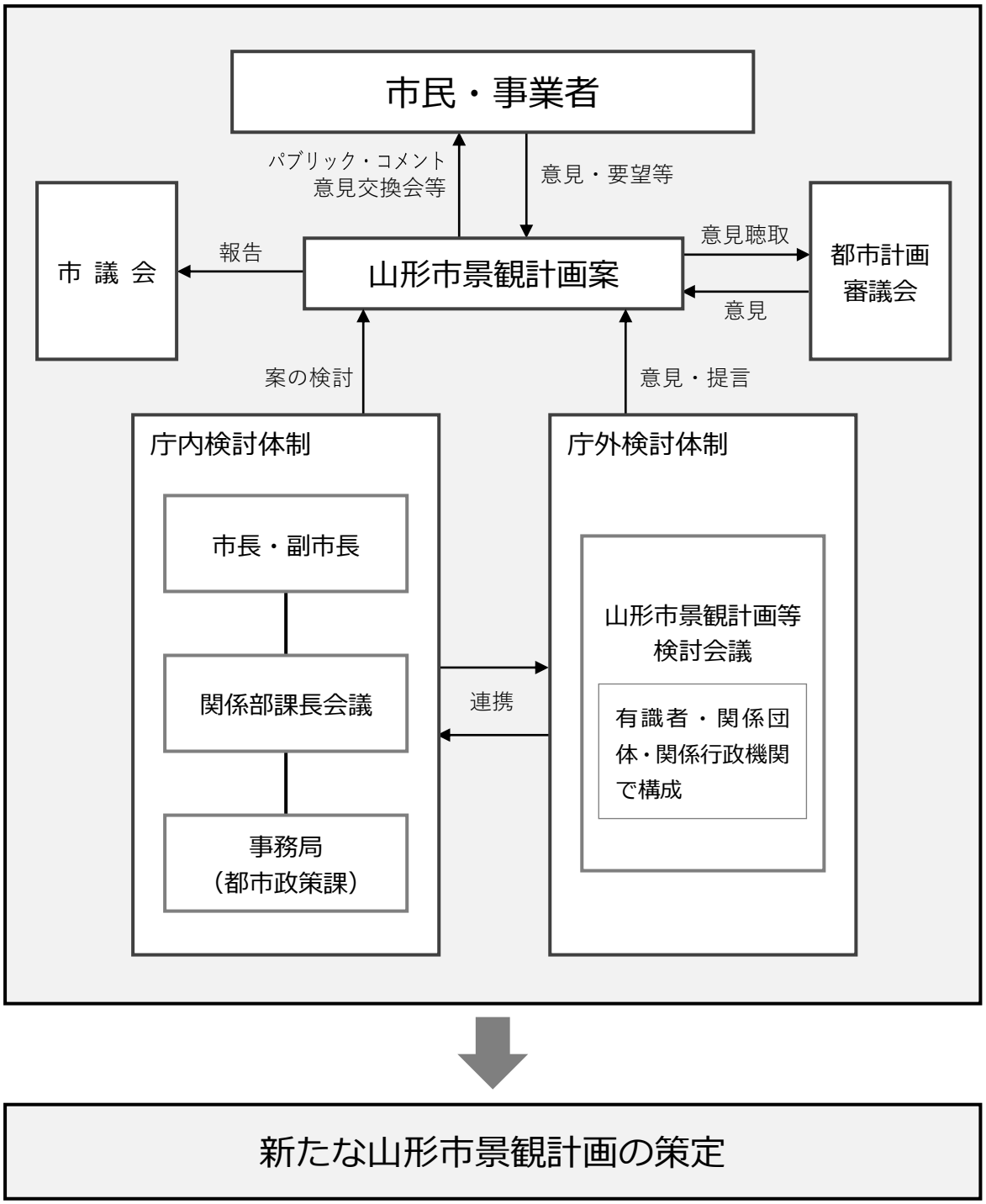
参　考　資　料

1 中心市街地景観、伝統市街地景観区域詳細図



2 山形市景観計画策定の経緯

山形市景観計画策定の検討体制



1 -1 山形市景観計画等検討会議における検討

回	開催年月日	議題
第１回	平成２９年　８月　１日	・山形市景観計画等検討会議について ・これまでの景観の取り組みと課題について
第２回	平成２９年１２月１２日	・景観形成の基本方針 ・景観計画区域と景観類型 ・届出対象行為の検討 ・屋外広告物の現状把握、規制の方針の検討 ・重点地区について
第３回	平成３０年　２月１３日	・景観法が定める法定（必須）事項 ・景観法が定める選択事項 ・景観法が定める景観形成推進方策の活用 ・山形市独自の景観推進方策
第４回	平成３０年　４月２４日	・山形市景観条例案の概要について ・山形市屋外広告物条例案の概要について
第５回	平成３０年　５月２９日	・景観形成基準（案）について ・屋外広告物規制に係る方針について
第６回	平成３０年　６月２６日	・景観計画における色彩基準について ・屋外広告物禁止物件への表示の緩和について ・景観計画における屋外広告物の特定景観誘導基準について ・山形市屋外広告物条例の骨子（案）について
第７回	平成３０年　７月２６日	・山形市景観計画の副題について ・山形市景観計画（案）について ・山形市景観条例（案）について ・山形市屋外広告物条例（案）について



1 -2

庁外検討体制

山形市景観計画等検討会議

役職	氏名	所属等
座長	小林　敬一	東北芸術工科大学基盤教育研究センター教授
副座長	山畑　信博	東北芸術工科大学デザイン工学部教授
構成員	荒木　志伸	山形大学基盤教育機構准教授
	青柳　紀子	弁護士
	佐藤　真美	山新観光株式会社
	徳正　宜子	一級建築士
	（～H30.3.31） 鈴木　琢郎 （H30.4.1～） 山木　行夫	山形県広告業協会
	髙橋　美智子	山形商工会議所
	山田　寛爾	（一社）日本樹木医会山形県支部
	會津　菜穂子	山形市中心商店街街づくり協議会
	阿部　直美	山形県写真連盟
	（～H30.3.31） 千葉　富彦 （H30.4.1～） 石井　真吾	国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所副所長
	鈴木　洋晶	山形県村山総合支庁建設部長
	髙橋　修	山形県山形警察署生活安全課長

※敬称略

2-1 山形市景観計画の策定等に係る関係部課長会議における検討

回	開催年月日	議題
第１回	平成２９年１１月２８日	・景観形成の基本方針 ・景観計画区域と景観類型 ・届出対象行為の検討 ・屋外広告物の現状把握、規制の方針の検討 ・重点地区について
第２回	平成３０年　1月２６日	・景観法が定める法定（必須）事項 ・景観法が定める選択事項 ・景観法が定める景観形成推進方策の活用 ・山形市独自の景観推進方策
第３回	平成３０年　3月２８日	・山形市景観計画（素案）について
第４回	平成３０年　4月１６日	・山形市景観条例案の概要について ・山形市屋外広告物条例案の概要について
第５回	平成３０年　5月２３日	・景観形成基準（案）について ・屋外広告物規制に係る方針について
第６回	平成３０年　6月２０日	・景観計画における色彩基準について ・屋外広告物禁止物件への表示の緩和について ・景観計画における屋外広告物の特定景観誘導基準について ・山形市屋外広告物条例の骨子（案）について
第７回	平成３０年　7月２０日	・山形市景観計画の副題について ・山形市景観計画（案）について ・山形市景観条例（案）について ・山形市屋外広告物条例（案）について

2-2 庁内検討体制

山形市景観計画の策定等に係る関係部課長会議

関係部長

企画調整部長	農林部長	教育部長
環境部長	まちづくり推進部長	
商工観光部長	都市政策調整監	

関係課長

文化振興課長	農政課長	道路維持課長
環境課長	森林整備課長	社会教育青少年課長
山形ブランド推進課長	建築指導課長	
観光戦略課長	公園緑地課長	

事務局

都市政策課

3 市民・事業者の意見

種別	開催年月日	摘要
パブリック・コメント	平成３０年　９月２５日～１０月１６日	・市ＨＰ、広報誌による意見募集の案内 ・意見の提出は、持参又は郵送、ＦＡＸ、Ｅメールによる
市民意見交換会	平成３０年１０月１２日 １０月１４日	会場：中央公民館（両日とも）

4-1 都市計画審議会の意見

開催年月日	議題
平成３０年１１月　２日	・山形市景観計画の策定に関し意見を求めることについて

4-2 都市計画審議会委員

山形市都市計画審議会

種別	氏名	所属等
第１号委員（市議会議員）	伊藤　美代子	山形市議会議員
	伊藤　香織	山形市議会議員
	中野　信吾	山形市議会議員
	小野　仁	山形市議会議員
第２号委員（知識経験を有する者）	高澤　由美	山形大学学術研究院助教
	岩田　雅史	山形商工会議所
	宮舘　照彦	山形市自治推進委員長連絡協議会
	佐藤　秀之	株式会社山形新聞社
	遠藤　俊悦	山形警察署長
	鈴木　美香	山形県保育協議会
	髙山　克英	山形県弁護士会
	和田　賢哉	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長
	三浦　秀一	東北芸術工科大学デザイン工学部教授
	髙橋　権太郎	山形市農業委員会
	平吹　和之	山形県建築士会
	松本　明子	山形県宅地建物取引業協会山形
	齋藤　紀美	山形市男女共同参画センター運営委員会
	佐藤　吉子	山形農業協同組合

※敬称略

5 市議会への報告

開催年月日等		報告内容
平成３０年　６月２５日	環境建設常任委員会	(仮称)山形市景観計画(素案)について
平成３０年　９月２１日	環境建設常任委員会	山形市景観計画(案)について

6 画像提供

写真提供者等
山形県写真連盟　会長　阿部 直美
山寺門前町商店会　会長　遠藤 定治
山形県花笠協議会
一般社団法人 山形市観光協会

※敬称略

7 山形市景観計画 変更の推移

回	変更年月日	変更内容
第１回	令和　３年　３月２２日	・山形市景観計画 別冊<山寺景観重点地区編>の策定 ・山形市景観計画 別冊<蔵王温泉景観重点地区編>の策定
第２回	令和　５年　１月１２日	・景観類型の変更（(仮称）山形北インター産業団地の予定区域）
第３回	令和　６年　３月１３日	・山形市景観計画 別冊<七日町御殿堰周辺景観重点地区編>の策定
第４回	令和　７年　３月１８日	・山形市景観計画 別冊<山寺景観重点地区編>の変更

3 山形市景観計画用語解説

あ行

アクセント色

全体の色調に変化をつけたり、他の色を際立たせたりすることで、建築物等の外観に表情をつける役割として用いる色彩。全体の中で最も大きな面積を占める基調色に対し、対比的な色彩を小面積で使うのが一般的。

美しい山形をつくる基本条例

市民、事業者及び山形市が互いに協力して、山形市の良好な環境の保全及び創造を図り、健康で快適かつ文化的な市民生活を確保することを目的とした条例。昭和６３年３月制定。

オープンスペース

都市における建築物などのない空いたゆとり空間。広場、公園、緑地、立ち入り可能な敷地内の空き地など

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建築物や工作物等に表示されたもの等。

屋外広告物法

良好な景観を形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めている。昭和２４年６月制定。

屋外付帯設備

建築物において、建築物本体と切り分けて、それに付属する給排水・衛生・換気・冷暖房・電気配線・照明などの建築設備で、建築物の屋外に設置するもの。

屋上付帯設備

建築物において、建築物本体と切り分けて、それに付属する給排水・衛生・換気・冷暖房・電気配線・照明などの建築設備で、建築物の屋上に設置するもの。

か行

外構

敷地内にある建築物の外の構造物全体を指すものであり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針、指標。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為。

仰角

対象を見上げる場合の視線の水平に対する角度。

景観行政団体

景観法に基づく景観行政を担う自治体。都道府県のほか、政令市と中核市は景観法上、景観行政団体とされており、それ以外の市町村も都道府県との協議・同意があれば景観行政団体になることができる。

景観法

日本で初めての景観そのものの整備・保全を目的とする総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成により、美しく風格ある国土の形成や地域活性化を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定や行為規制、支援の仕組みなどを定めている。平成１６年６月制定。

形態・意匠

建築物や工作物等の外観全体の特徴をあらわす形状、規模等が一体となったものや、外観の一部を構成するデザインなど。

交流人口

山形市を実際に訪れ、又は様々な交流により、何らかの経済効果をもたらす人の数のこと。その地域に住んでいる人「定住人口」（居住者、居住人口）に対する概念。

国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地で、環境大臣が指定するもの。区域内の一定の地区では、許可を受けずに、工作物の新築や木竹の伐採、鉱物の掘採、広告物の掲出など、一定の行為をすることが禁止されている。都道府県が管理する。

さ行

再生資源

資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する、使用済物品等、又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの、又はその可能性のあるもの。

彩度

色彩の鮮やかさを示す度合いで、マンセル値（マンセル表色系）においては、鮮やかさを０から１４までの数値で示す。色味のない鈍い色ほど数値が小さくなり、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は０となる。逆に鮮やかな色彩の色ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は１４程度。最も鮮やかな色相の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは１４程度、青緑や青などは８程度。色相にもよるが、中～高明度で高彩度の色は原色又は原色に近く、派手な色となる。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

これに対して、市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、この２つの区域区分を基礎として、各種の都市計画を定めるとともに開発許可制度を併用することによって計画的、段階的な都市の発展を図ろうとするものである。

市街化調整区域

市街化を抑制する区域。

色相

赤・青・緑といった色みの違いを示す。マンセル値（マンセル表色系）においては、１０種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（Ｒ、ＹＲ、Ｙ、ＧＹ、Ｇ、ＢＧ、Ｂ、ＰＢ、Ｐ、ＲＰ）とその度合いを示す０から１０までの数字を組み合わせ、１０Ｒや５Ｙのように表記する。

色調

明度と彩度の関係による、明暗・濃淡・強弱など色の調子の違い。

史跡・名勝地

○史跡

集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち歴史・学術上価値が高いもので、国や自治体によって指定されたもの。

○名勝地

庭園、渓谷、山岳などの土地のうち芸術上・鑑賞上価値の高いもので、国や自治体によって指定されたもの。

社寺林

神社に付随して境内やその周辺に、神殿や参道、拝所を囲むように設定・維持されている森林。鎮守の森ともいう。

修景

風景や景観を人為に、より美的に造ること。元来は造園上の用語で庭園美化等を意味するが、近年は建築物等の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることやストリート・ファニチャー（街灯・ベンチ等の街路備品）の配置等、景観整備一般を指すことが多い。

修繕

建築物のある部分をほぼ同じ形状、同じ寸法、同じ材料でつくり替え、性能や品質を回復させる行為。

シンポジウム

特定のテーマについて複数の専門家が意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形式の討論会。

占用許可

道路や公園などの公共施設に電柱や郵便差出箱、埋設する管路などを設置する場合に、当該公共施設の管理者が行う許可。

創造都市

文化芸術が持つ潜在的な力を発揮させる枠組みをつくることにより、創造産業を生み出し、持続的に発展していく都市のこと。

た行

地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性に相応しい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置付けられる。このため慎重な計画決定手続きを必要とし、条例に基づく縦覧などの方法により区域内の地権者などの意見を求めて都市計画の案を作成する。

住民が地区の将来像について話し合ってまとめた地区計画の案を市町村に申し立て、地区計画を定めるように要請することもできる。

中核市

中核市制度は、政令指定都市以外の都市で一定の規模や能力を有する都市に事務権限を委譲し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにして、地方行政を充実させることを目的に設けられた制度。平成３０年４月１日現在で全国５４市が指定されている。

地方自治法の一部改正により、平成２７年４月１日からは「人口２０万人以上」を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が「人口３０万人以上」から「人口２０万人以上」に引き下げられたことにより、人口約２５万人の山形市も中核市の要件を満たすことになり、平成３１年４月から中核市に移行している。

中心市街地活性化基本計画

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき市町村で策定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。平成２６年１１月から５年５ヶ月間を計画期間とする新たな計画を策定し、平成２６年１０月１７日内閣総理大臣より認定を受けている。

鎮守の森

神社に付随して境内やその周辺に、神殿や参道、拝所を囲むように設定・維持されている森林。社寺林ともいう。

電線類地中化

無電柱化の手法のひとつで、電線及び関連施設を地中に埋設すること。

特定工作物

開発許可の対象となる工作物で次に掲げるもの。

○第一種特定工作物

コンクリートプラント、クラッシャープラント、危険物の貯蔵又は処理に供する工作物

○第二種特定工作物

・ゴルフコース（面積要件なし）
・１ｈａ以上の野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他運動・レジャー施設
・１ｈａ以上の墓園

都市計画区域

都市計画法に基づき定められた区域区分で、市町村の行政区域にとらわれず、実質上一体の都市として整備し、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画審議会

地方公共団体に設置されている審議会等の一つで、都市計画法に基づき、都市計画に関する事項の調査審議を行う。

土地区画整理事業

市街地の整備を行う場合、又は新市街地を造成する場合、道路や公園など必要な都市施設の配備を個別的・局部的に行うよりも地区全体にわたって総合的に行うほうが効果的・経済的であり、市街地の面的整理に役立つ都市計画事業のひとつ。

土地の改変

土地の切土、盛土、掘削その他土地の造成及び建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更。

土地の区画形質の変更

○土地の区画の変更

土地の区画を形成する公共施設（道路・水路など）の新設・変更・廃止等により、土地の区画を変更すること。

○土地の形の変更

土地の盛土・切土により、土地の形状を変更すること。

○土地の質の変更

農地・山林等の宅地以外の土地を宅地にすること。

な行

農業の６次産業化

第１次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスを行うなど、第２次産業や第３次産業にまで踏み込むこと。

法面（のりめん）

切土や盛土によって造成された人工的な斜面。

は行

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）。

文化財保護法による保全手法

文化財保護法に規定する重要文化財や登録有形文化財、天然記念物などによる保全のための規制又は補助制度。

ホスピタリティ表現（おもてなしの心）

開放的な入り口、足を休める椅子や縁台、人を呼び込む暖簾など、来訪者を大切にし、かつ惹きつけるための表現。

ま行

マンセル値（マンセル表色系）

色彩を定量的に表す体系のこと。色の三属性（色相（Hue）・明度（Value）・彩度（Chroma））によって、ひとつの色彩を表す。有彩色は三つの属性を色相・明度・彩度の順に並べて表す。

○有彩色の場合

H･V/C（色相･明度/彩度）

例：5Y8/10

○無彩色の場合

N･V（N･明度）

例：N4

明度

色彩の明るさを示す度合いで、マンセル値（マンセル表色系）においては、明るさを０から１０までの数値で示す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり１０に近くなる。最も明るい白が、明度９．５程度、最も暗い黒が明度１．０程度となる。明度が高いと白っぽい色彩となり、明度が低いと黒っぽい色彩となる。

模様替

建築物のある部分をほぼ同じ形状、同じ寸法、異なる材料や仕様でつくり替え、性能や品質を回復させる行為。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林。

山形市環境基本計画

環境問題等に対処し、計画的かつ持続的に環境保全型の社会づくりを進めるため、山形市の良好な環境の保全及び創造に関する各種施策の方向と体系を定めた計画。平成２９年３月策定。

山形市景観審議会

知識経験者や関係団体等で構成し、景観計画・景観条例・屋外広告物条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物の建築や開発行為等に対する勧告・命令など、本市の景観行政に関わる重要事項を審議する組織。

山形市総合計画

地方自治法に基づき、山形市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。「山形市第７次総合計画」については、平成１９年３月策定。

山形市都市計画マスタープラン

山形市のまちづくりのビジョンを示し、地域別のあるべき市街地像やそのための整備方針・実現化方策等を総合的に勘案したまちづくりの基本となる計画。平成２９年３月策定。

山形市農業振興基本計画

山形市の農業が抱えている課題の解決と地域の特性や強みを伸ばしていくため、山形市の農業ビジョンを明確にし、取り組む方向性と施策を定めた計画。平成２９年６月、第６次計画策定。

山形市発展計画

「まち・ひと・しごと創生総合計画」の策定に合わせて策定した、平成２７年度から平成３１年度までのビジョンや推進する取組を記した新たな経営計画。平成２８年２月策定。

山形市まちなみデザイン賞

都市景観の向上と市民意識の高揚を図るため、魅力ある都市の景観形成に寄与している建築物等を表彰する制度。平成８年度から平成１７年度までの間６回実施。

山形市みどりの基本計画

緑地の保全、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化や、緑化意識の普及・啓発など、緑全般に関する総合的な目標や方針を定めた計画。平成２９年１２月策定。

擁壁

造成工事などで出現した崖や盛土を保持するために築造する壁状の構造物。

ら行

ランドマーク

地域の目印となる、又は地域を象徴する建築物や工作物、山などの景観構成要素。

わ行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、まちづくりの分野では、地域に関わる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のこと。



この計画の推進により、ＳＤＧｓのこのゴールの達成に貢献することを目指します

山形市景観計画

策　定：平成３１年４月
最終改訂：令和７年３月
発　行：山形市
編　集：山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課
山形市旅篭町二丁目３番25号
TEL 023-641-1212